

医道審議会保健師助産師看護師分科会

保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会
報告書（案）

平成24年4月●日

目次

I	はじめに	1
II	改善すべき事項	1
1	保健師助産師看護師国家試験問題について	1
(1)	出題内容について	1
①	保健師国家試験について	2
②	助産師国家試験について	2
③	看護師国家試験について	2
(2)	出題数について	3
①	保健師国家試験及び助産師国家試験について	3
②	看護師国家試験について	3
(3)	状況設定問題について	3
(4)	出題形式について	4
(5)	評価領域分類 (Taxonomy) について	5
(6)	視覚素材 (写真) について	5
2	必修問題について	5
3	合格基準について	6
4	試験問題のプール制及び公募について	6
5	保健師助産師看護師国家試験出題基準について	7
(1)	出題基準における改善事項	7
(2)	改定された出題基準の適用時期について	8
III	おわりに	8
	保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会委員	9

I はじめに

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験（以下、「保健師助産師看護師国家試験」）は、それぞれ保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を評価するものであり、社会の変化や医療を取り巻く環境の変化に合わせ、これまで定期的に改善を行ってきた。

最近では、平成20年3月24日にまとめられた保健師助産師看護師国家試験制度改善部会報告書に基づき、出題形式における写真等の視覚素材の導入や看護師国家試験における必修問題数の増加等の改善がなされたところである。

一方、この4年間に看護基礎教育においては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正により、平成20年4月1日に看護師教育のカリキュラムの改正が、平成23年4月1日には保健師教育及び助産師教育のカリキュラムの改正が行われた。

こうした状況の下、本改善検討部会では、平成23年11月から諸外国の看護師資格試験制度についてのヒアリング、前回の保健師助産師看護師国家試験制度改善部会報告書を踏まえた近年の国家試験の評価を行った上で、保健師助産師看護師国家試験における諸課題及び改善すべき事項について、ワーキンググループでの検討を含め、7回にわたって議論を重ねた。

今般、保健師助産師看護師国家試験の改善に関する基本的な方向性等についての意見を取りまとめたので、ここに報告する。

II 改善すべき事項

1 保健師助産師看護師国家試験問題について

(1) 出題内容について

近年では、実務的で高度な専門的知識や技能を問う出題が散見されるが、保健師助産師看護師国家試験は、基礎教育を修了した者が、保健師、助産師又は看護師として第一歩を踏み出す際に求められる水準とすべきであり、その基礎的能力について、知識及び実践能力の観点からの確に問うことのできる出題となるよう一層の改善が必要である。

保健師及び助産師の免許付与にあたっては、看護師国家試験に合格していることが必須となっている。このため、保健師国家試験及び助産師国家試験の受験者は、看護師国家試験において看護師として必要な知識や技能について評価されているが、例えば看護倫理や、人体の構造と機能、看護技術の基本である医療安全や感染管理等は、看護師だけでなく、保健師あるいは助産師としても基本となる知識及び技能であり、近年特に重要な内容となっていることから、保健師国家試験あるいは助産師国家試験でも出題することが望ましい。

①保健師国家試験について

保健師教育については、平成23年4月のカリキュラム改正において、健康危機管理及び地域全体の健康状態の改善・向上を強化し、保健師の役割と専門性をより明確化するため、「地域看護学」を「公衆衛生看護学」に改めた。

この背景には、地域に顕在化、あるいは潜在化している健康課題を明確化し、地域の人々や組織と協働して健康課題を解決・改善する役割が保健師に求められていることがある。国家試験においても、これらの内容の出題を充実させる必要がある。

②助産師国家試験について

助産師教育については、平成23年4月のカリキュラム改正において、助産診断・技術学、助産管理及び臨地実習の単位数を増加することにより、教育内容の充実が図られた。この背景には、妊産婦の多様なニーズに応えるため、分娩時の緊急事態への対応や近年推進されている院内助産所や助産師外来においてより高い助産診断・ケア能力が助産師に求められていることがある。国家試験においても、これらの内容の出題を充実させる必要がある。

ただし、助産業務の管理や助産所の運営に関しては、基本となる理解を問うような出題とすべきであり、基礎教育を修了した新人の助産師に求める水準を考慮して出題する必要がある。

また、助産学の基礎となる妊娠・分娩・産褥経過と新生児・乳幼児に関する正常及び異常に関する基本的な知識の理解については引き続き十分な出題が求められる。

③看護師国家試験について

近年、保健医療福祉サービスの内容や方法、サービス提供の場の多様化が進み、看護を取り巻く環境が変化している。そのような中で、看護師には、対象者を生活者として捉え、身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解した上で、必要な看護サービスを提供することが求められており、今後は、社会保障制度に関する出題がますます重要となってくる。

また、「人体の構造と機能」や「疾病の成り立ちと回復の促進」等の専門基礎科目については、チーム医療を推進する中で、各職種の専門性の向上が求められているため、看護基礎教育の段階で十分に学んでおく必要がある。このため、当該科目の出題内容の充実を図る必要がある。さらに、適切な与薬、医薬品の管理、患者教育の観点から薬剤に関する知識、感染管理や医療安全等のリスクマネジ

メントに関する内容及び健康教育に関する内容についても充実させる必要がある。

(2) 出題数について

①保健師国家試験及び助産師国家試験について

現行の保健師国家試験及び助産師国家試験の出題数は、いずれも、一般問題 75 題、状況設定問題 30 題で出題総数は 105 題である。

保健師教育及び助産師教育のカリキュラム改正では、実践能力の向上を図るため、臨地実習の単位数を増やしている。

現在の出題形式である多肢選択形式は、1 つの問題で多くの観点から受験者を評価することが難しく、単純な内容の問題を数多く出題することによって試験全体として受験者の能力を評価することに適した試験形式である。このため、ひとつひとつの問題に多くの要素を盛り込むことは好ましくないという指摘があった。

そこで、状況設定問題で実践の場における思考・判断力とそれに基づく問題解決能力を問うことができるようにするため、状況設定問題を 5 題程度増やして 35 題程度とし、これに合わせて試験時間を延長することが望ましい。

②看護師国家試験について

平成 20 年 4 月 1 日施行のカリキュラム改正では、「統合分野」が創設され、より実践に近い形で学習し、知識・技術を統合する「看護の統合と実践」が新たな教育内容として位置づけられた。

これを踏まえて、看護師国家試験では「看護の統合と実践」が平成 24 年の試験から試験科目となっている。その際、この科目の内容は、専門分野Ⅰ及びⅡにおける教育内容を統合する内容としてそれまでの総出題数 240 題の中で出題されてきているため、出題数は引き続き現行どおりとする。

(3) 状況設定問題について

状況設定問題は看護実践の場における思考・判断力とそれに基づく問題解決能力とを問う問題で、1 設問文について関連した複数の問題から構成される。具体的には、1 つの状況設定について 3 つの連続する問題（3 連問）で構成され、保健師国家試験及び助産師国家試験でそれぞれ 30 題、看護師国家試験で 60 題が出題されている。

状況設定問題では、1 つの状況設定に関連した 3 連問が、連続性のない問題となってしまっているため、結果として知識の想起に留まる問題も見受けられる。本来、状況設定問題は、必要十分な状況を設定し、連問によって看護実践の要点を問うべきであり、根拠に基づいたアセスメ

ントから看護を計画して、実践するという看護過程等について、系統的な思考・判断の過程を問うことができるような出題とすべきである。

出題の構成としては現在の1状況3連問の構成が相応しいと考えられるが、一方で出題の意図によっては1状況2連問で十分と思われる問題もあることから、弾力的な運用を検討する余地があるのではないかという指摘もある。

そこで、試験問題としての質を確保するという観点から、1状況3連問を基本としつつ、1状況2連問も出題することとする。この場合、出題数が出題回毎に大きく異なるのは資格試験として望ましくないことから、1状況2連問での出題割合を設定した上で導入することが望ましい。

また、複数の試験科目から構成される状況設定問題については、基礎的な知識や技能を応用する力を問うことに適していることから、今後も一定程度出題していくことが望ましい。

(4) 出題形式について

保健師助産師看護師国家試験においては、4肢Aタイプ、5肢Aタイプ及び5肢X2タイプが用いられている。このうち、5肢X2タイプについては平成21年の試験から導入されている。

5肢X2タイプは、4肢Aタイプと比較して、より正確な知識の習得を評価できるとの考え方もあり、増問すべきではないかという意見があった。この点について、実際に5肢X2タイプで試験問題として良い問題も出題されているが、導入からの経過が短い上に出題数が少なく、出題形式の良し悪しを評価するのに十分な材料が揃っていないため、現時点で増問の判断は時期尚早である。したがって、今回は5肢X2タイプの増問は行わず、当面は出題内容によって、5肢X2タイプでの出題が効果的と考えられる場合にはこのタイプで出題することとし、今後、データを蓄積した上で評価を行い、検討していく必要がある。

5肢Aタイプについても、出題数が少なく、評価のための材料が不十分であることから、現時点で適切な出題数の適正化を検討することは難しい。

様々な出題形式が混在していることは試験問題として望ましくないという意見もあったが、出題回毎の出題割合が大きく異なることがないように配慮して、現行通りの複数の出題形式から内容に適したものを採用することとする。

なお、計算問題については、これまで4肢Aタイプ、あるいは5肢Aタイプで選択肢の中から正解肢を選択する出題としてきたが、より正確な知識を問うため、直接数字を解答させる出題形式を導入することとする。

(5) 評価領域分類 (Taxonomy) について

試験問題については、評価領域分類 (Taxonomy) II 型 (解釈)、III 型 (問題解決) の問題を増加させるべきではないかという意見があった。一方で、評価領域分類 (Taxonomy) I 型 (知識の想起) の問題には良い問題が多くあるため、単に II 型 (解釈)、III 型 (問題解決) の問題を増加させるのではなく、評価すべき能力に適した評価領域分類

(Taxonomy) を設定していくことが重要である。以上を踏まえて、必修問題では評価領域分類 (Taxonomy) I 型 (知識の想起) を中心とした出題とし、状況設定問題では評価領域分類 (Taxonomy) II 型 (解釈)、III 型 (問題解決) を中心とした出題が望ましい。

また、看護実践の場における思考・判断力とそれに基づく問題解決能力を問うような評価領域分類 (Taxonomy) II 型 (解釈)、III 型 (問題解決) での出題も重要であり、この場合、統計に関する図表の読み取りや計算で解答を求める問題も出題するなど、さらなる工夫も必要である。

(6) 視覚素材 (写真) について

視覚素材 (写真) は、平成 21 年の助産師国家試験及び看護師国家試験から導入されている。

同趣旨のイラストを用いた過去の出題と比較すると、視覚素材 (写真) の活用によって、対象物がより鮮明に捉えられるようになった他、対象の状態、処置及び看護行為等、文章で問うことが難しい問題については、視覚素材 (写真) が有効に活用され、正確に問うことができています。

このように、視覚素材 (写真) を活用することによって、臨地実習での学びや実践能力の評価がよりの確にできるため、助産師国家試験及び看護師国家試験においては、今後も視覚素材 (写真) を活用していくこととする。その際、対象の状態を問う場合には、色調、構図等の洗練が求められる。

なお、療養環境で入手された視覚素材 (写真) を活用することは、実践に即した出題として非常に有効となる一方、問題に適した素材を入手することが困難であるという側面もある。したがって、視覚素材 (写真) においても、公募によって協力を求めることが望ましい。

保健師国家試験では、これまで視覚素材 (写真) が活用されることはなかったが、今後も統計に関する図表の活用や地域の社会資源について情報を収集・整理した地域資源マップなど、公衆衛生看護学の実践で求められる素材について出題内容に応じた視覚素材 (写真) の活用を検討することが望ましい。

2 必修問題について

看護師国家試験の必修問題は、看護の社会的側面や倫理的側面に関する問

題、患者及び看護活動の場に関する問題、人体の構造と機能、健康障害と回復に関する基礎的知識及び看護技術の基本的な知識等、看護師にとって特に重要な基本的事項を問うものとして、第93回（平成16年）から30題（総出題数240題）が出題され、基本的かつ重要な事項を問う問題を強化するため、第100回（平成22年）から50題（総出題数240題）に増問され、出題されている。

必修問題については、基礎的な知識や技能を用いて応用する力を問う評価領域分類（Taxonomy）の高い問題を出題することができないこと、また、毎年の出題内容が類似する傾向にあることが指摘されている。

しかしながら、必修問題は看護師として特に重要な基本的事項を問うことが国家試験としては重要であり、一般問題及び状況設定問題とは評価領域が異なる問題として出題の意図が明確で良い問題を引き続き洗練して出題していくよう努めることとする。

また、出題数については、50題に増問してからまだ2年であり、その評価が十分にできないことから、現行の出題数を継続することとする。

なお、保健師国家試験及び助産師国家試験において、必修問題は引き続き導入しないこととする。

3 合格基準について

保健師助産師看護師国家試験は、免許を付与するための資格試験であり、合格基準による識別が適切であることが求められる。併せて、医療安全の観点からも安全で安心な質の高い看護サービスが広く国民に安定して提供されることが重要であることから、看護職の質を確保することが求められている。

看護師国家試験においては、必修問題では絶対基準、一般問題及び状況設定問題では相対基準による合格基準とされており、合格率は安定した水準を維持しているため、今後も現行の合格基準とすることが望ましい。しかし、資格試験に相対基準を用いることは相応しくないという意見もあり、今後も試験問題の難易度の安定化に向けた努力を行いつつ、試験結果の動向を注視し、必要に応じて検討すべきである。

保健師及び助産師国家試験の合格率においても、近年の推移は概ね安定しており、引き続き現行の合格基準とすることが望ましい。

4 試験問題のプール制及び公募について

試験問題のプール制は、問題の質や難易度の安定した試験問題を出題していくために数千題のプールから出題するという完全プール制を目指し、平成16年から導入された。これに伴い、平成16年から問題の公募が開始された。

しかし、試験問題と正解肢の開示請求に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けて、平成19年以降、問題冊子の持ち帰りを認めている。そ

のため、事実上完全プール制への移行は困難となった。

新作問題が保健師助産師看護師国家試験の主体となるものの、関係機関の協力を得て、試験委員会における問題の素案を充実させ、多様で質の高い出題ができる体制を整えることが重要である。そこで、今後は、完全プール制への移行を目指すのではなく、多様な関係機関からの意見を踏まえた国家試験問題の作成を目指すという目的の下で、公募の取り組みを継続することとし、これまで以上に広く、関係者に国家試験問題作成に係る公募制度について周知を促す必要がある。

現在、公募に係る協力依頼は、看護系大学を含む看護師等学校養成所の看護教員、看護職能団体、看護教育関係団体及び看護関係学会等になされている。このような関係者による国家試験問題作成の取組が、看護教育の在り方を探究する機会につながることを期待する。

また、試験問題の公募に、臨地で実践している看護師等からの意見が関わることによって、実践能力を的確に評価できるような良い問題の素案が提供されるだけでなく、新人研修についての理解や臨床における継続教育として有効と考えられることから、公募の機会を臨地にも拡大させることが重要である。

そのため、現行の関係団体等を通じた公募だけではなく、医療機関等からの登録も可能とするシステムを構築することとするとともに、問題作成者に対する支援を充実させる必要がある。

加えて、視覚素材（写真）についても公募によって入手することが有効と考えられることから、導入を検討する。

5 保健師助産師看護師国家試験出題基準について

(1) 出題基準における改善事項

今後の出題基準の改定においては、これまでの改定と同様に医療・看護の実情を勘案し、各項目に示される用語について見直す必要がある。

保健師教育、助産師教育及び看護師教育のカリキュラム改正の趣旨や教育内容等を踏まえて見直しを行うべきである。特に基礎的な知識や技能を用いて実践で求められる応用力、判断力を問うことができる改定とすることや、看護師では「看護の統合と実践」について出題基準の作成が求められる。

また、看護基礎教育においては、平成22年度に「保健師、助産師、看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」が示されており、出題基準に反映させることが望ましい。

なお、出題基準の構成では、大・中・小項目の各項目における整合性を図ることが必要である。

(2) 改定された出題基準の適用時期について

改定出題基準の適用時期については、出題基準改定に関する今後の検討及び周知期間を勘案し、平成 26 年の第 100 回保健師国家試験、第 97 回助産師国家試験及び第 103 回看護師国家試験から適用することが望ましい。

Ⅲ おわりに

我が国においては、少子・高齢化の進展、医療の高度化に伴い、国民の安全で安心できる医療・看護への期待が高まっている。その一方で、医療・看護に関する社会的課題も大きく、保健師、助産師及び看護師に対しても、これまで以上に重要な役割を求められている。このような中で適切な医療、看護の実践と医療安全の確保のため、国家試験の質を確保することが求められ、今後もより良い国家試験制度を目指して議論を継続していくことが必要である。

具体的には、我が国で求められる保健師、助産師及び看護師に期待される役割を踏まえるとともに、保健師助産師看護師国家試験制度と深く関わる看護基礎教育、新人研修の動向を注視し、教育機関や臨床機関等との関係団体とこれまで以上に連携を図りながら議論を行っていくことが必要である。

また、保健師助産師看護師国家試験制度の改善には、看護界全体が国家試験制度に関心を示し、諸課題の解決のために制度改善に向けた提言を行うなど、更なる取組が求められる。

保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会委員

- 荒川 眞知子 日本看護学校協議会会長
池西 静江 京都中央看護保健専門学校参与
(平成24年4月より(専)京都中央看護保健大学校参与
看護学科設立準備室長)
- 池ノ上 克 宮崎大学医学部附属病院長
市川 幾恵 学校法人昭和大学統括看護部長
伊藤 圭 大学入試センター研究開発部試験基盤設計研究部門准教授
岡本 喜代子 日本助産師会会長
萱間 真美 聖路加看護大学看護学部教授
北川 浩明 虎の門病院産婦人科部長
小山 和子 鳥取赤十字病院看護部長
坂本 すが 日本看護協会会長
島田 啓子 全国助産師教育協議会会長
- ◎ 中山 洋子 福島県立医科大学看護学部教授
野上 康子 教育測定研究所研究開発部研究員
野嶋 佐由美 日本看護系大学協議会代表理事
春山 早苗 自治医科大学看護学部教授
(平成24年4月より自治医科大学看護学部長)
- 藤川 謙二 日本医師会常任理事
藤原 啓子 全国保健師長会常任理事
堀内 成子 聖路加産科クリニック副所長
村嶋 幸代 全国保健師教育機関協議会会長
林正 健二 山梨県立大学看護学部教授
(平成24年4月より京都橘大学健康科学部理学療法科教授)

敬称略(五十音順)

◎は部会長